

令和5年度朝霞市自治会連合会
市長を囲む意見交換会
報告書

日時：令和5年12月5日（火） 15：30から16：30まで

場所：朝霞市民会館 新館1階 リハーサル室

令和5年度 朝霞市自治会連合会
市長を囲む意見交換会 次第

司会：朝霞市自治会連合会副会長
山内 善四郎

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
朝霞市自治会連合会会長 松尾 哲
- 3 来賓あいさつ
朝霞市長 富岡 勝則 様
朝霞市議会議長 獅子倉 千代子 様
- 4 意見交換
議長：朝霞市自治会連合会副会長 小野 敬三
- 5 閉 会
朝霞市自治会連合会副会長 佐久 逸雄

質 問 一 覧

No.	質問内容	提出元	取り扱い 区分	ページ数
1	「先生たちは忙しい」だから「地域の方々に手伝っていただく」なのか	宮戸町内会	単位	2
2	公園・会館・名表示について	上の原町内会		4
3	信号機の設置について	上内間木町内会		5
4	大地震発生時の避難所・応急給水	溝沼第五町内会		7
5	災害時の給水体制について	東かすみ台町内会		8
6	膝折浄水場跡地の有効利用について	緑ヶ丘親交会	1区	9
7	老朽化した歩道橋（朝霞第五小学校前）の撤去（又は改善）と、市道9号線を横断するための信号機設置を要望します。	下の原文化会	2区	10
8	複合公共施設について	霞ヶ丘親睦会	8区	13
9	防犯灯維持管理費補助金対象の見直し	朝志ヶ丘自治会	連合会	14
10	町内会の空き家問題	浜崎親交会		16
11	地域のごみ集積所の管理について	向山自治会		17
12	新型コロナウイルス感染症について	本町霞台町内会		18

質 問 者	自治会名：宮戸町内会	答 弁	部名：学校教育部
	会 長 名：大森会長		答弁者： 教育長
質 問 内 容	「先生は忙しい」だから「地域の方々に手伝っていただく」なのか」		
	<p>宮戸町内会では、1/25と1/26に三小で全校生徒の書き初め用紙を廊下に掲示することを手伝いました。</p> <p>三小だより No. 9（1/9発行）によると、「学校運営協議会」で、「教員以外でもできる事務的な仕事は地域の方々などに手伝っていただく…」等の方針が決定されていたようです。</p> <p>はて、「学校運営協議会」とは何？この時点で、宮戸町内会役員会では誰も知りませんでした。二見教育長通知の「学校運営協議会委員研修会」が3/8にあり、私は委員ではないのですが参加してみて、はじめて「学校運営協議会」を知りました。</p> <p>そこで一般的な話にはなりますが、素朴な疑問がいくつかあります。</p> <p>①どうして先生たちは忙しいのですか ②どうして教育志願者が減っているのですか ③どうして心身を病み休職する先生が増えているのですか ④どうして正規採用の教員が1年以内で辞める率が高いのですか ⑤どうして授業が成立しない学級があるのですか（この件、宮戸町内会役員会で何回か討論しています）…等々。</p> <p>このようなことを考えると「地域の方々に手伝っていただき…」というよりは、（手伝うことは否定しておりません）本質的なことが棚上げされているように思えてしまいます。それは、教育予算の不足、正規教員不足（定数法の改正）などが考えられます。</p> <p>教育にお金を使い、教員不足などが改善されれば長時間勤務をなくすなど先生の忙しみの軽減につながると思います。教職員のゆとりは、子供たち一人ひとりにゆき届いた教育の実現につながると思うのです。</p>		

[回答]

宮戸町内会の皆様におかれましては、校区小中学校の運営にひとかたならぬご協力を賜り、感謝を申し上げます。特に朝霞第三小学校学校運営協議会と積極的に連携いただき実施された校内書初め展、硬筆展の作品張り出し等につきましては、先進的な取組、本市のモデルケースとして、市の学校運営協議会研修会や校長会議等において、紹介をさせていただきました。

今回頂戴した「どうして先生たちは忙しいのか」とのご質問でございますが、教員の業務が多岐に渡っていることが一因と捉えております。そして、そのことが「教育現場は過酷であり大変だ」という過度な報道につながり、「教員の志願者減少」につながっている面もあると思われまます。また、経験年数を問わず、学級運営や児童・生徒・保護者との関係から「心身を病み、休職してしまう先生がいる」のも事実であります。本市におきましては、「正規採用されてから1年あまりで退職してしまうケース」は結婚等を除き、近年ではございませんでした。「授業が成立しない学級がある」という事態につきましては、昨今、個別の対応を要する児童・生徒が増えてきていることも要因の一つと考えております。

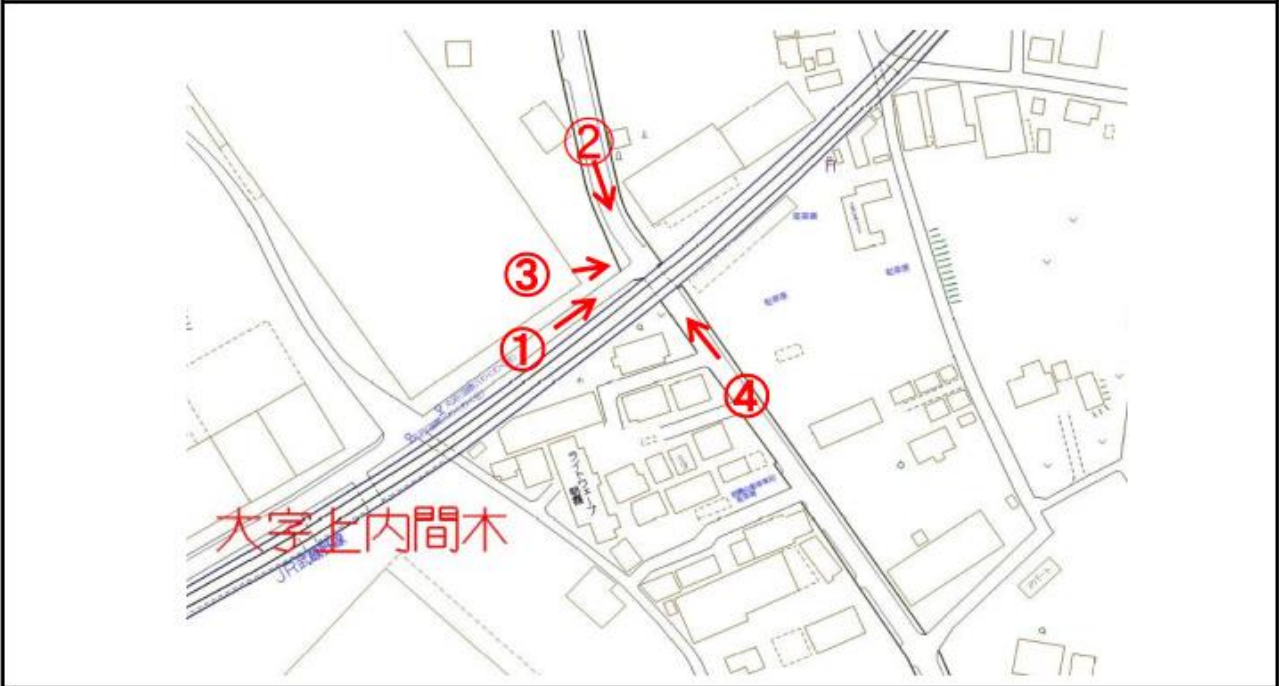
朝霞市教育委員会といたしましては、これまで、教員の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、様々な支援員の配置や、自動応答機能付き電話の設置、あるいは学校閉庁日の拡充等を行ってまいりました。さらには、令和2年度からは学校業務アシスタント、いわゆる先生方をサポートする支援員を全校に配置し、教員の負担軽減を推し進めております。

なお、今年度初めて人員確保に向け、教員免許状を取得していながら教職に就いていない方々、いわゆる「ペーパーティーチャー」の方々を対象としたセミナーを本市独自で行い、多くのご来場をいただきました。教育委員会といたしましては、学校と連携の上、働き方改革を継続し、教職員が心身共に健康で、子どもたちと十分に向き合うことのできる環境づくりを進めてまいります。

また、お話がありましたように正規教員の不足等、教育予算のことにつきましては県の教育委員会を通じまして国の方にも要望を告げている所です。子どもたちは学校の中だけでなく、地域の中で育っていくものですので、地域の宝として、教職員だけでなく、地域の皆様からも、声をかけ、目をかけていただくことも大切だと考えます。つきましては、引き続き、地域の皆様からのお力添えを宜しく申し上げます。

質問者	自治会名：上の原町内会	答 弁	部名：都市建設部
	会長名：小手森会長		答弁者：副市長
質問内容	公園・会館・名表示について		
	<p>上の原公園の公園名看板について、川越街道に面した出入口には設置されていますが、住民の生活道路となっている、上の原町内会館がある旧川越街道側の出入口には設置されていません。公園名が町内会員の目に入りにくいいため、会員の中には公園や会館の場所がわからない人もいます。会員がより公園を利用しやすくなるよう、旧川越街道の方面に公園入口表示と会館入口の表示を作っていただければ幸いです。</p>		
<p>[回答]</p> <p>上の原公園は少し特殊な位置にあり、ご指摘の通り少しわかりづらいただろうと思います。一般的には公園は大きな道に面して出入りがしやすいということですが、上の原公園は川越街道の朝霞高校に面して大きく開けており、生活圈のある方々の出入りは旧川越街道からさらに旧川越街道の脇の市道から入らなければならないと、少し奥まったところにあるという少し特殊な事情があります。それを踏まえて現地の方を確認させていただいております。公園入口表示の看板設置について、道路上に設置するため旧川越街道の管理者である埼玉県朝霞県土整備事務所へ問い合わせを行っております。道路の一部に支柱を立てて公園等の公共施設の表示を行うことは原則許可できるとのことですが、当然ながら設置するにあたっては看板の形態や視認性の確保、交通安全上支障がないか等を見て判断するとの回答でした。また、ご質問にありました旧川越街道から市の道路に入っていく所ですが、こちらへ向かう道路につきましては市が管理する道路となっており、道路の占用物という考え方は、先ほど述べましたとおり、同じような判断基準でございます。いずれにいたしましても、設置する場所が道路の中であるのならば、こういう条件を満たしながら可能であるという判断をしており、市民の皆様に分かりやすくという観点から今後、設置に向けて関係機関と調整を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>なお、表示内容につきましては、あらためてご相談させていただきたいと思っております。</p>			

質問者	自治会名：上内間木町内会	答弁	部名：都市建設部
	会長名：高橋会長		答弁者：都市建設部長
質問内容	信号機の設置について		
	<p>県道、朝霞蕨線の武蔵野線の高架下については、線路両側に倉庫が立ち並びそこに出入りする運送車両に何時も渋滞が起き、また、最近和光富士見バイパスが開通したことにより、特に渋滞が激しさを増しましたので交通渋滞緩和のためにも信号機の設置をお願いいたします。</p>		
<p>[回答]</p> <p>信号機の設置につきましては、公安委員会の所管となっていることから、朝霞警察署と現地立会いを行い、渋滞の状況や信号機設置の要件を満たしているか等を確認したうえで、設置要望を行ってまいりたいと考えております。</p>			



質問者	自治会名：溝沼第五町内会	答弁	部名：危機管理室・上下水道部
	会長名：亀谷会長		答弁者：危機管理監・上下水道部長

質問内容	大地震発生時の避難所・応急給水		
	<p>町内会は、滝の根公園東側付近から南朝霞公民館北側付近までの地域ですが、“防災ガイド&マップ”に示す大地震発生時の避難所等について質問します。</p> <p>① 避難所である南朝霞公民館及び朝霞六小は、それぞれ約何名の横になれるスペースがあると見積もっているか。</p> <p>② 急給水所の開設は、発災日から何日目からと見積もっているか。</p> <p>以上いずれも担当部署の見積もりでも結構です。</p>		

① [回答] 危機管理室

避難所である南朝霞公民館と朝霞第六小学校の避難可能人数につきましては、現在の想定では南朝霞公民館が講堂等で192名、朝霞第六小学校が屋内運動場、つまり体育館を使用いたしまして247名となっております。

② [回答] 上下水道部

日頃から、水道事業に対してご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

応急給水所の開設につきましては、災害対策別マニュアルに基づき、発災後12時間で市内の配水管等、水道施設の被害状況の確認、断水している箇所の情報収集、また給水車の出動に備え、道路や避難所の状況などを確認します。

その後、その情報を基に、発災後24時間以内に応急給水資器材や車両を確保し、給水方法、地域、優先順位などを決定し、応急給水所、給水車等による応急給水を開始することとしております。

しかしながら、発災直後は市内の道路状況、水道管を含めた水道施設等の損傷状況など不確定な要素が多く、上下水道部といたしましては可及的速やかな対応に全力で取り組んでいく所存ではありますが、皆様方におかれましても、常日頃から水の備蓄にご配慮いただくことをお願いいたします。

質問者	自治会名：東かすみ台町内会	答弁	部名：上下水道部
	会長名：藤大路会長		答弁者：上下水道部長

災害時の給水体制について

朝霞市の災害時の給水体制は、7か所が設定されています。
 当町内会の対象は、第2小学校と第4中学校が考えられますが、1.8kmの距離があり、徒歩で水を運ぶのは考えにくい。特に高齢者は、水の備蓄が尽きた場合のことも考慮が必要である。よって、給水車等による給水支援体制もご検討いただきたい。
 また、東かすみ台児童遊園地内に給水施設（貯水タンク、災害用井戸）の敷設・新設も考えて欲しい。

<参考>給水所から東かすみ台児童遊園地までの時間距離

1・泉水浄水場	車	: 13分	3.7km
2・岡浄水場	車	: 7分	2.4km
3・第5号取水井	車	: 8分	2.8km
4・第10号取水井	車	: 8分	2.6km
5・朝霞第二小学校	徒歩	: 23分	1.8km
6・朝霞第四中学校	徒歩	: 21分	1.8km
7・東京都水道局朝霞浄水場	車	: 11分	3.8km

[回答]

日頃から、水道事業にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。災害時の応急給水の体制につきましては、地域防災計画に基づき、市内各所に設置される各避難所での地域対応班による応急給水を実施することになります。また、水道事業では災害対策別マニュアルに基づき、市内の7か所での応急給水や市で保有する給水車による応急給水も実施してまいりたいと考えております。

ご要望をいただいた点につきましては、災害の規模にもよりますが、人的資源や資器材については限りがあり、いざ甚大な被害が発生した場合は、予定していた給水活動そのものが困難になることも想定されます。

上下水道部といたしましては、最大限の応急給水活動に努めてまいりますが、発災直後における備えとして、皆様方におかれましても、常日頃から給水体制が整うまでの水の備蓄などをお願いしたいと存じます。

なお、東かすみ台児童遊園地内に給水施設を設置する予定はございませんが、現在、見直しを行っている地域防災計画において、地域からいただいたご意見も踏まえて、応急給水体制の在り方についても検討してまいりたいと考えております。

質問者	自治会名：緑ヶ丘親交会	答 弁	部名：上下水道部
	会長名：佐久会長		答弁者：上下水道部長
質問内容	膝折浄水場跡地の有効利用について		
	<p>撤去工事の説明会では、今後の活用について未定であるとの説明は受けたところですが、当面の利用計画がないのであれば、町内会へ条件付きでも開放することはできないでしょうか。</p> <p>例えば、現在町内の公園ではボール遊びを禁止にしています。小さい子供への安全を確保するためとは言え、子供たちに寂しい思いをさせています。そこでボール遊び専用のスペースとして開放できないでしょうか。</p>		
<p>[回答]</p> <p>ご質問をいただきましてありがとうございます。膝折浄水場跡地の有効利用についてですが、膝折浄水場跡地の一部は、市と、2名の地権者との共有名義の土地となっております。</p> <p>共有名義の土地の活用について、弁護士等に相談をしたところ、跡地を水道事業以外で活用する場合は、共有地権者の同意が必要との見解でした。</p> <p>このため、2名の地権者の所在を調査したところ、地権者の内、1名の方は既に逝去され、法定相続人が多数存在している状況であること、また、もう1名の方は、市保管の住民票等に記載がなく、所在が不明でした。</p> <p>以上のことから、今後、同跡地の活用については、土地所有権の整理がついてからと考えております。</p> <p>なお、現在、弁護士に相談しながら、法定相続人の調査等を進めている状況でございますので、その進捗等については別途ご報告させていただきます。</p>			

質問者	自治会名：下の原文化会	答 弁	部名：都市建設部
	会長名：川島会長 (代理 自治会連合会 松尾会長)		答弁者：都市建設部長
質問内容	老朽化した歩道橋（朝霞第五小学校前）の撤去（又は改善）と、 市道9号線を横断するための信号機設置を要望します。		
	<p>朝霞第五小学校は三原地域の重要な公共施設であり、災害時の避難場所に指定されています。この校舎改築（2010年）の検討にあたっては、基本方針として「地域の核としての役割に対応した学校施設」（改築検討委員会報告書）が明記され、1階にランチルーム、エレベーターで直行可能な5階に図書室や特別教室を配置して、学校開放を考慮した施設としての環境が整えられました。</p> <p>しかし、三原方面からの地域住民が、市道403号線を通って五小に行くためには、五小前歩道橋を利用することが前提となります。ところが、五小前歩道橋はエレベーターもなく、障がい児・者や高齢者（弱者）はこの歩道橋の階段を登り降りするなど到底できません。もちろん、これが子どもたちの安全を守るためにあるのも承知していますが、冬季に降雪した翌日には、凍結した歩道橋の階段はとても滑りやすく、子どもたちを守るための施設が危険物と化します。</p> <p>歩道橋を利用しない場合、私たちは市道9号線を渡るために200m南側のホンダ技研正門前信号か、200m北側の弁財市民センター前信号（五小前と表示）か、どちらかを往復で4～500m迂回しなければなりません。</p> <p>現在、信号がないこの場所では、市道9号線を横断するために多くの市民がそのまま横断しており、もちろんそれを規制して解決することでもありません。現状ではやむにやまれず、私たち地域住民は、無理な横断をせざるをえませんし、いつ交通事故が起こってもおかしくない状況が続いています。</p> <p>私たち地域住民は、五小を地域の施設として利用することはおろか、災害訓練が行われている五小であっても、災害時にまともに避難することができません。バリアフリーが言われて久しいと思いますが、このままの施設を維持するために、逆にこの場所に信号機の設置が難しいということであれば、いっそのことこの歩道橋の撤去をし、信号機を早急につけていただきたいと思います。</p> <p>また、歩道橋を維持し、直下に信号機設置が難しいということであれば、近接する場所への信号機の設置を強くお願いいたします。</p>		

[回答]

朝霞第五小前歩道橋の撤去について第五小学校に意向を確認したところ、多くの児童生徒が登下校の際、通学路として利用していることから、歩道橋を残してほしいとの回答をいただいております。

また、歩道橋が架設されている市道9号線は交通量が多い路線であり、仮に歩道橋を撤去した場合、横断待ちの児童生徒が歩道や交差点付近に滞留し、自転車等との接触も懸念されることから、現状において撤去は難しいものと考えております。

市では歩道橋の長寿命化計画に基づき歩道橋の維持管理を行っており、朝霞第五小前歩道橋につきましては、令和6年度に補修設計を行ったうえで、令和7年度に全面的な修繕工事を実施する予定です。

なお、降雪時につきましては、市及び学校で連携し、通行に支障がないよう手作業での除雪に努めているところです。

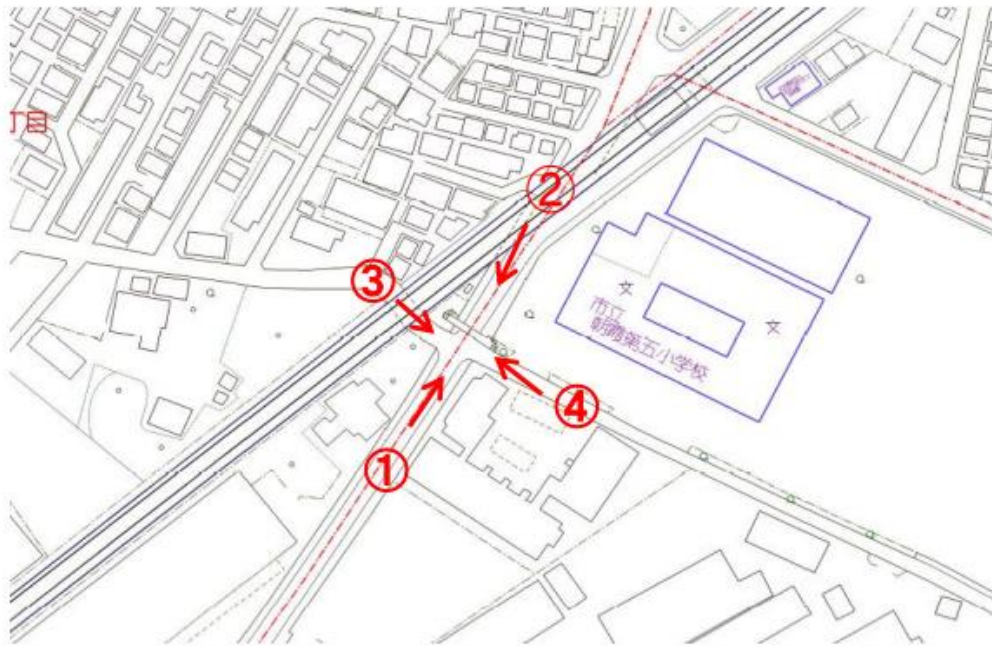
次に、歩道橋に近接した場所への信号機の設置につきまして朝霞警察署に確認したところ、信号機を設置した場合、現状の交通量を鑑みると渋滞の悪化が懸念されるため、現時点では設置は難しいとのことでした。

令和5年度 市長を囲む意見交換会

質問者 下の原文化会

質問内容

No.7 老朽化した歩道橋(朝霞第五小学校前)の撤去(又は改善)と、市道9号線を横断するための信号機設置を要望します。



質問者	自治会名：霞ヶ丘親睦会	答 弁	部名：福祉部
	会 長 名：小野会長 (代理 8区境久保町内会 中村会長)		答弁者：福祉部長
質問内容	複合公共施設について		
	<p>旧溝沼浄水場跡地に建設予定の複合施設について、昨年の市長を囲む意見交換会でも質問し、児童館、子育て世代包括支援センター、集会機能等を持つ地域の交流の場、朝霞市社会福祉協議会の一部本部機能、高齢者や障害者等の福祉相談機能、防災倉庫等の施設を検討していると回答がありました。</p> <p>その後、基本構想に関するパブリックコメントも現段階においては、終了していると思いますが、建設までに自治会等の意見を聞いていただける機会がありますか？</p>		
<p>[回答]</p> <p>現在西弁財に建設予定の福祉等複合施設につきましては、基本構想素案について住民説明会及びパブリックコメントを経て、先月に取りまとめたところで、現在、基本計画の策定を進めているところです。</p> <p>今後は、基本構想に沿って、令和6年度から7年度にかけて、基本設計及び実施設計を行い、令和8年度から建設工事に入り、令和10年1月の完成を目指しているところです。</p> <p>なお、令和6年度に予定している基本設計では、設計案における住民説明会を予定しています。その際には近隣の町内会・自治会へもご案内する予定でいますので、ご意見等を伺いたいと考えています。</p>			

質問者	自治会名：自治会連合会 (朝志ヶ丘自治会)	答 弁	部名：危機管理室
	会長名：麻田会長		答弁者：市長

防犯灯維持管理費補助金対象の見直し

※別紙資料あり

質問内容

現在242灯の防犯灯を管理し、5年度末LED化見込みは68%である。令和元年度より水銀灯、通学路防犯灯を優先にLED化し、令和6年度に100%化を検討している。防犯灯管理業務の縮減、工事費と補助金との差額の負担を早期に解消し、自治会財政健全化を図る。

一方、「防犯灯維持管理費補助金交付要綱」では、電気料金は約8割が補助されているものの、蛍光管及びLED交換費用は自治会負担とされている。LED化の進展で蛍光管修理は減少しているものの過去5年で最大14万円の年間修理代が発生している。LED本体の交換は本体のみで1万円と言われ、35灯修理した分が同時に寿命が来た場合は50万円弱の費用が発生する。

今後、修繕等の費用が増加すると、防犯灯の維持管理が困難となる自治会がでてくることも考えられる。

地域の安全を守るため、行政の積極的な支援をお願いしたい。

[回答]

防犯灯における蛍光灯の修繕につきましては、「朝霞市防犯灯LED化促進事業費補助金」制度において、蛍光灯からLED灯に交換する工事費用の5分の4を補助しておりますのでご活用いただければと存じます。

また、LED灯の寿命は最長10年といわれており、今後交換しなければならないLED灯が増加することにつきましては市でも認識しております。従いましてご要望の自治会で管理していただいているLED灯の交換費用の補助制度につきましても今後検討してまいりたいと考えております。



朝霞ヶ丘自治会

資料1

1. 防犯灯 LED化実績

	LED化実績		自治会負担(単位:千円)		
	灯数	%	補助金額	工事費用	差額
令和元年度	13灯	22.3%	474	706	-252
令和2年度	13灯	28.9%	670	997	-327
令和3年度	37灯	38.4%	861	1077	-216
令和4年度	36灯	53.7%	924	1215	-291
令和5年度	35灯	68.2%	980	1251	-271
残 数	68灯	※5年度減設予定6灯を除く			

2. 防犯灯 修理費用実績(令和5年は4~6月分)

	蛍光灯修理		LED修理		LED修理内容等
	灯数	修理代	灯数	修理代	
令和元年度	41	83	1	10	落雷によるLED本体 1灯交換
令和2年度	70	140			
令和3年度	35	75	1	28	20WLED本体 1灯交換
令和4年度	28	55			
令和5年度	6	12			※4~6月実績のみ

質 問 者	自治会名：自治会連合会 (浜崎親交会)	答 弁	部名：都市建設部
	会 長 名：原会長		答弁者：市長
質 問 内 容	町内会の空き家問題		
	<p>防犯パトロールをしても空き家が多数存在し、町内会でも草木が近隣の家に入り込んだり、防犯面、二次災害など不安を覚える方が多くいらっしゃいます。街の景観、犯罪などに悪影響を与えないか心配です。経済的な理由、地域人口の減少、相続など様々な要因があるかと思いますが</p> <p>1. 景観上の問題 建物が荒れたり、外壁や庭が荒れたりすることがあります。</p> <p>2. 経済的問題 所有者が地域に貢献することができません。補修や改修などの仕事も生じなくなり、地域経済にも悪影響を与えます。</p> <p>3. 犯罪の問題 空き家が多く存在する地域では、放火、不法侵入などの犯罪、安全面の問題が生じます。</p> <p>4. 自然災害の問題 地震などの際の倒壊や火災など、安全面の問題が生じます。</p> <p>自治体や所有者、地域住民が協力して対策を立てることが必要かと思えます。自治体が、所有者に補助金を出したり、住む人を募集するキャンペーンなどを行ったりすること、所有者が古い建物をリノベーションして家賃収入を得たり、駐車場、民泊などの取り組みをするなど、実態把握と今後の方針を伺えると幸いです。引き続きよろしくお願いたします。</p>		

[回答]

朝霞市における空き家の実態把握といたしましては、令和元年度に水道の閉栓状況等を基に、『空き家等実態調査』を実施いたしました。調査結果といたしましては、空き家は535件あり、その中でも最も状態が悪いと判断されたD判定の空き家等は27件ございました。

また、近隣から管理不全な空き家として通報などがあった件数といたしましては、直近で申し上げますと、令和4年度では30件、令和5年度では10月20日時点で26件ございました。

管理不全な空き家についての対応といたしましては、まずは職員が現地に赴いて空き家の状況を確認し、戸籍調査等により所有者を特定したのち、所有者等に対して管理の改善を促す通知や現況写真等を郵送した上で、電話等で助言・指導等を行っております。改善措置が講じられない場合には、再度通知をしたり、所有者宅へ訪問するなどの対応をしております。

また、現在の空き家対策といたしましては、「ワンストップ無料相談窓口」の設置や、「空き家バンク」の運用、さらには民間企業との連携により、空き家の解体費用シミュレーターに関するチラシを納税通知の際に同封しているほか、ホームページで周知する等の取組みを行っているところでございます。

令和5年6月には、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改正され、特定空家に至る前の段階の管理不全空き家に対する指導・勧告措置や、固定資産税の住宅用地特例の解除等、空き家の発生抑制や空き家の除却に関する施策が取り入れられました。

今後の方針といたしましては、当該法律の改正も踏まえ、「朝霞市空家等対策計画」の策定に向け現在業務を進めているところであり、令和6年度当初を目途に計画を公表する予定でおります。

引き続き、空き家等実態調査におけるD判定空き家等や、管理不全な空き家を作らないための空き家対策を計画的に進めてまいりたいと考えております。

質問者	自治会名：自治会連合会 (向山自治会)	答 弁	部名：市民環境部 (回答作成担当課 資源リサイクル課)
	会長名：山内会長		答弁者：市民環境部長
質問内容	地域のごみ集積所の管理について		
	<p>ごみ集積所は、その周辺の地域の方々に管理をしているものと認識しております。しかし、集積所等でごみ出しに関するルール違反があった時には、自治会に連絡が入ることがよくあり、困っています。</p> <p>このような場合は、どのように対処すればよいのでしょうか？</p>		
<p>[回答]</p> <p>ごみ集積所の管理につきましては、その集積所を利用されている皆様で行っていただくようお願いしていることから、ごみ集積所に関する相談が寄せられた場合には、クリーンセンターまでお問い合わせいただきますよう、ご案内をよろしく申し上げます。</p> <p>市では、ごみ集積所の利用マナーの向上や分別ルールの徹底を図るため、ごみの分別パンフレットやチラシを配布しているほか、広報、ホームページやSNS、ごみ分別アプリなどを通して周知・啓発を行っておりますが、十分に徹底できていない状況でございます。</p> <p>そのため、市民への啓発として、6月の環境月間、10月の3R推進月間、11月の分別キャンペーン月間などを利用し、ごみ減量化や分別ルールについて周知を図っており、広報等で、ペットボトルの正しい出し方や、紙袋を使って「雑がみ」を楽に分別できる方法をご紹介しますなど、分かりやすい内容となるように心掛けております。</p> <p>また、本市へ転入された方や外国人の方には、ごみ分別のパンフレットやチラシを作成・配布し、積極的に情報提供を行っております。</p> <p>このほか、個別の事例への対応としては、収集できない理由をお知らせする警告シールの貼り付けや、分別状況の悪い集合住宅では、管理会社、管理組合等と連携して対応しており、今後も、集積所が良好な管理状況となるよう、啓発に努めてまいります。</p>			

質問者	自治会名：自治会連合会 (本町霞台町内会)	答 弁	部名：こども・健康部 (回答作成担当課：健康づくり課・ 新型コロナウイルスワクチン接種推進室)
	会 長 名：松尾会長		答弁者： こども・健康部長
質問 内 容	新型コロナウイルス感染症について		
	今後の新型コロナウイルス感染症に関する今後の市の対応について伺います。		
<p>[回答]</p> <p>令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類に位置付けられました。</p> <p>現状におきましては、体調不安や発熱、喉の痛みなどの症状がある場合は、外出を控え安静にし、息苦しさ、倦怠感、高熱などにより体調が悪化したときは、かかりつけ医療機関に相談したり受診していただきたいと存じます。もしも、受診に迷ったときには、24時間看護師が常駐しています埼玉県コロナ総合相談センター（0570-783-770）に電話相談いただきたいと思ひます。</p> <p>また、5類移行後もウイルスがなくなったわけではありませんので、流行状況に気を付けながら、こまめな換気、手洗い、三密（密閉空間・密接場面・密集場所）の回避などの基本的な感染防止対策を継続するように心がけていただきたいと思ひます。</p> <p>なお、これらの相談窓口や予防対策につきましては、引き続き市ホームページで周知してまいります。</p> <p>次に、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、9月20日からオミクロン株XBB系統対応のワクチンを使用した令和5年秋開始接種が始まっており、令和6年3月31日まで無料で接種が受けられます。来年度以降につきましては、現時点では国から明確な方針が示されておりませんので、詳細が決まり次第、広報・ホームページなどでお知らせしてまいります。</p>			